個人事業主なら収入が苦しいときの年金免除制度を知っておこう!

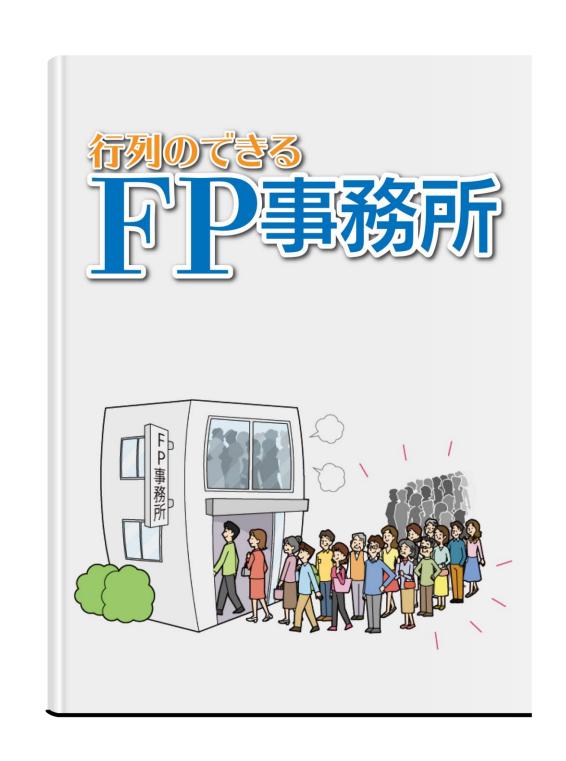
要点

■ 脱サラ独立すると年金の第1号被保険者となり、国民年金保険となる。保険料は年間20万円弱。

■ 収入が少ないときは20万円弱でも厳しいので、保険料免除制度を活用する。全額免除でも年金は半分になるだけで、受給資格期間にも 算入してくれるので非常に有利!

- ■全額免除の目安
 - 所得 < (扶養親族等の数+1) ×35万円+22万円

無料プレゼント中!



詳しくはこちら



https://startup-fp.com/presentpdf

行列のできるFP事務所プロデューサー 林健太郎 By 林FP事務所